第

974

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 1 2月 17日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

中途就職者の年末調整

②:当社の社員の中には、今年の8月に入社した者がいますが、この社員の前職の給与の金額がわかりません。入社時に「給与所得者の扶養控除等申告書」は受け取っているのですが、この社員の年末調整はどうすればよいのでしょうか。

A:前職の「給与所得者の源泉徴収票」が ない場合は、年末調整はできません。

【解説】

年末調整は、原則として給与の支払者に 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し ている人の全員について行います。例外的に 年末調整の対象とならない人もいますが、年 の中途で就職し、年末まで勤務している人は 年末調整の対象となりますから、年末調整を 行わなければなりません。

ただし、この場合、その入社前に他の者から給与の支払を受け、その支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していた人の年末調整は、他の給与の支払者の支払った給与を含めて行わなければなりません。また、他の者の支払った給与の金額は、その支払者の発行した「給与所得者の源泉徴収票」によって確認することになります。

したがって、この「給与所得者の源泉徴収票」の提出がない場合には、その人については、その提出があるまで年末調整はできませんから、本人にその提出を求めてください。







